

第 9 章 参考資料

第 1 節	残留農薬検査結果	345
第 1	輸入畜水産物の残留農薬検査結果	345
第 2	国内産農産物等の残留農薬検査結果	347
第 2 節	防ばい剤検査結果	351
第 3 節	食品中に残留する動物用医薬品の検査結果	354

第9章 参考資料

第1節 残留農薬検査結果

都内に流通する農畜水産物等の安全確保のため、残留農薬検査を行っている。平成16年度の輸入畜水産物の残留農薬検査結果及び国産農産物等の検査結果は以下のとおりである。なお、輸入農産物の検査結果については、第2章第4節「輸入食品対策」に示したとおりである。

第1 輸入畜水産物の残留農薬検査結果

- | | | | | | |
|------------------------------|----------------------|----------------------|--|--|--|
| 1 実施期間
平成16年4月から平成17年3月まで | 2 実施機関
健康安全研究センター | 3 検査機関
健康安全研究センター | 4 検査対象農薬(表9-1-1)
食品衛生法で定められた残留農薬基準等や使用状況等を勘案し、7種類の農薬から、検体の種類に応じて選 | 5 検査対象品目(表9-1-2)
魚介類59品目、食肉72品目の計131品目について検査した。 | 6 検査結果(表9-1-3及び表9-1-4)
13品目から5種類の農薬を検出した。検出した農薬及び品名は、表9-1-3及び表9-1-4のとおりであった。なお、違反となった検体はなかった。 |
|------------------------------|----------------------|----------------------|--|--|--|

表9-1-1 検査対象農薬

分類	用途	農薬名
有機塩素系農薬 (6種)	殺虫剤 (5種)	ディルドリン(アルドリンを含む)、ヘプタクロル(ヘプタクロルエポキシサイドを含む)、総BHC、総DDT、総クロルデン
	殺菌剤 (1種)	HCB
有機リン系農薬 (1種)	殺虫剤 (1種)	クロルピリホス

表9-1-2 検査対象品目

分類	品目	
魚介類 (冷凍食品、凍結食品を含む) (59品目)	海水魚 (海産動物を含む)	イカ(1)、カラスガレイ(1)、ギンダラ(1)、キンメダイ(切身)(1)、サーモン(フィレ)(1)、ズワイガニ(フレーク)(1)、ズワイガニ(ボイル)(1)、タコ(1)、トラウト(2)、トラウト(焼)(1)、メバチマグロ(1)、メロ(1)、ブラックタイガー(3)、その他のエビ(18)、ニギス(ドレス)(1)、ベニサケ(2)、ホキ(フィレ)(1)
	淡水魚	ウナギ加工品(13)
	貝	アサリ(ボイル殻付)(1)、小柱(ボイル)(1)、ハマグリ(ボイル)(1)、タイラギ(1)
	その他	イクラ醤油漬(1)、塩タラコ(1)、白身魚フライ(1)、ホキ卵(1)
食肉類 (72品目)	牛	冷凍肉(10)、冷蔵肉(6)、冷凍横隔膜(1)
	豚	冷凍肉(13)、冷蔵肉(5)
	その他の畜肉	冷凍羊肉(1)、冷凍ウサギ肉(2)、
	食鳥肉	冷凍鶏肉(22)、冷蔵鶏肉(1)、冷凍ウズラ肉(1)、冷凍ターキー(2)、冷凍ホロホロ鳥肉(2)、冷凍鴨肉(2)、冷蔵鴨肉(1)、冷凍合鴨ステーキ(1)、冷凍仔バト肉(1)、冷蔵キジ肉(1)

表 9-1-3 農薬別残留農薬検査結果

分類	検査項目名	品名	検出数	検出値 (ppm)	食品衛生法に基づく 残留農薬基準等		
合 計			19	—			
有機塩素系	殺虫剤	総BHC	ウナギ加工品	1	0.04		
		総DDT	ベニサケ		2	0.02、0.08	
			トラウト		1	0.02	
			サーモン (フィレ)		1	0.07	
			カラスガレイ		1	0.05	
			メロ		1	0.03	
			ギンダラ		1	0.17	
			キンメダイ (切身)		1	0.03	
			ウナギ加工品		1	0.02	
			ホキ卵		1	0.03	
			冷蔵牛肉		1	0.09	脂肪中 5ppm
			冷凍牛肉		1	0.03	
			総クロルデン	ベニサケ		1	0.05
	カラスガレイ			1	0.09		
	ギンダラ			1	0.05		
	サーモン (フィレ)			1	0.03		
	ディルドリン (アルドリンを含む)	カラスガレイ	1	0.02			
	殺菌剤	HCB	カラスガレイ	1	0.02		

表 9-1-4 品目別残留農薬検査結果

種別	品名	国名	検査項目名	検出値 (ppm)
魚介類 (冷凍食品、凍結食品含む)	ベニサケ	アメリカ	総 DDT	0.02
	ベニサケ	アメリカ	総 DDT	0.08
			総クロルデン	0.05
	トラウト	チリ	総 DDT	0.02
	サーモン (フィレ)	ノルウェー	総 DDT	0.07
			総クロルデン	0.03
	カラスガレイ	アイスランド	HCB	0.02
			ディルドリン (アルドリンを含む)	0.02
			総 DDT	0.05
	メロ	フランス	総クロルデン	0.09
			総 DDT	0.03
	ギンダラ	アメリカ	総 DDT	0.17
			総クロルデン	0.05
	キンメダイ (切身)	オーストラリア	総 DDT	0.03
ウナギ加工品	中華人民共和国	総 BHC	0.04	
		総 DDT	0.02	
ホキ卵	ニュージーランド	総 DDT	0.03	
食肉類	冷蔵牛肉	オーストラリア	総 DDT	0.09
	冷凍牛肉	ニュージーランド	総 DDT	0.03

第2 国内産農産物等の残留農薬検査結果

1 実施期間

平成16年4月から平成17年3月まで

2 実施機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

4 検査対象農薬 (表9-1-5)

食品衛生法で定められた残留農薬基準や使用状況等を勘案し、118種類の農薬から、検体の種類に応じて選

択し、検査した。

5 検査対象品目 (表9-1-6)

野菜、果実、米、魚介類、食肉、牛乳86種類301品目について検査した。

6 検査結果 (表9-1-7及び表9-1-8)

18種類41品目から17種類の農薬を検出した。検出した農薬及び品名は、表9-1-7及び表9-1-8のとおりであった。なお、違反となった検体はなかった。

表9-1-5 検査対象農薬

分類	用途	農薬名
有機塩素系	殺虫剤 (15種)	BHC (α、β、γ、θ体)、DDT (pp', DDE, DDD, op' 体)、アルドリノ、ディルドリン、エンドスルファン (I, II)、エンドスルファンスルフェート、エンドリン、オキシクロルデン、ジコホール、クロルデン (t, c 体)、テフルトリン、ノナクロル (t, c 体)、ハルフェンプロックス、フェンプロパトリン、ヘプタクロル
	殺菌剤 (7種)	イプロジオン、カプタホール、キントゼン、キャプタン、クロロタロニル、ピンクロゾリン、ヘキサクロロベンゼン
	除草剤 (3種)	アラクロール、トリフルラリン、ニトロフェン
有機リン系	殺虫剤 (39種)	アセフェート、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、エチオン、エトプロホス、エトリムホス、カズサホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、クロルフェンビンホス、サリチオン、シアノホス (CYAP)、ジクロフェンチオン (ECP)、ジクロルボス (DDVP)、ジスルフォトン (エチルチオメトン)、ジメチルビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、チオメトン、テルブホス、トリアゾホス、パラチオン、パラチオンメチル、ピラクロホス、ピリミホスメチル、フェントロチオン (MEP)、フェンチオン (MPP)、フェントエート (PAP)、プロチオホス、ホサロン、ホスチアゼート、ホスメット、メタミドホス、メチダチオン (DMTP)、マラチオン、トリクロルホン (DEP)、パミドチオン
	殺菌剤 (3種)	エディフェンホス (EDDP)、トルクロホスメチル、イプロベンホス (IBP)
	除草剤 (1種)	ブタミホス
カーバメート系	殺虫剤 (11種)	アルジカルブ、イソプロカルブ、エチオフェンカルブ、オキサミル、カルバリル (NAC)、チオジカルブ、ピリミカルブ、フェノプロカルブ、ベンダイオカルブ、メソミル、メチオカルブ
	殺菌剤 (1種)	ジエトフェンカルブ
	除草剤 (3種)	カルボフラン、クロルプロファミ、チオベンカルブ、
その他	殺虫剤 (14種)	アクリナトリン、シハロトリン、シフルトリン、シペルメトリン、テブフェンピラド、デルタメトリン、トラロメトリン、ピフェントリン、ピリプロキシフェン、フェンバレレート、フルシトリネート、フルバリネート、ペルメトリンテブフェンピラド、ペルメトリン
	殺菌剤 (7種)	クレソキシムメチル、ジクロフルアニド、ヒ素、フェナリモル、フルトラニル、ビデルタノール、メプロニル
	除草剤 (11種)	アトラジン、エスプロカルブ、オキサジアゾン、シマジン (CAT)、プレチラクロール、プロビザミド、ナプロパミド、ペンディメタリン、メトラクロール、メフェナセット、レナシル
	植物成長調整剤 (2種)	イソプロチオラン、パクロブトラゾール
その他		総臭素

表 9-1-6 検査対象品目

分類		種類数	品目数	種類【()内は品目数】
合計		86	301	—
青果物	生鮮野菜	37	116	アカカブ根(1)、アカカブ葉(1)、アマトウ(1)、未成熟インゲン(2)、エダマメ(1)、オクラ(3)、カブ(1)、カボチャ(1)、カリフラワー(1)、キャベツ(4)、キュウリ(24)、コマツナ(2)、サツマイモ(1)、サラダナ(3)、サントウサイ(1)、シュンギク(1)、シヨクヨウギク(2)、ズッキーニ(1)、ダイコン(2)、チンゲンサイ(3)、トマト(15)、ナス(4)、ニンジン(3)、ハクサイ(2)、バジル(1)、パセリ(2)、ハダイコン(1)、パレイショ(2)、ピーマン(7)、ブロッコリー(1)、ホウレンソウ(8)、ミズナ(4)、ミニトマト(1)、ミブナ(1)、ルッコラ(1)、レタス(6)、レンコン(1)
	生鮮果実	8	42	イチゴ(1)、サクランボ(1)、ナシ(14)、ブドウ(5)、ミカン(1)、メロン(9)、モモ(3)、リンゴ(8)
米	米(玄米)	1	20	米(20)
魚介類	海水魚類 (水産動物含む)	21	21	アオハタ(1)、アカムツ(1)、オニカサゴ(1)、キジハタ(1)、キンメダイ(1)、クロマグロ(1)、クロムツ(1)、コノシロ(1)、ゴマサバ(1)、サワラ(1)、スズキ(11)、ニシン(1)、ハタハタ(1)、ブリ(養殖)(1)、マアナゴ(1)、マナマコ(1)、マイワシ(1)、マサバ(1)、マダコ(1)、マトウダイ(1)、メダイ(1)
	淡水魚類	8	17	アマゴ(養殖)(2)、アユ(養殖)(3)、イワナ(養殖)(2)、ウナギ(養殖)(4)、コイ(養殖)(1)、ドジョウ(1)、ニジマス(養殖)(2)、ヤマメ(養殖)(2)
	貝類	3	3	イワガキ(1)、エゾボラ(1)、マガキ(養殖)(1)
肉類	牛	3	30	牛肉(10)、牛肝臓(10)、牛腎臓(10)
	豚	3	30	豚肉(10)、豚肝臓(10)、豚腎臓(10)
	鶏	1	2	鶏肉(2)
乳類		1	20	生乳(20)

表 9-1-7 農薬別残留農薬検査結果

分類	農薬名	食品名	検出数	検出範囲	食品衛生法に基づく 残留農薬基準
有機塩素系農薬	フェンプロパトリン	リンゴ	5	0.03~0.18	5ppm
	t-クロルデン	アカムツ	1	0.001	
		スズキ	5	0.001~0.002	
	c-クロルデン	アカムツ	1	0.002	
		キンメダイ	1	0.001	
		クロムツ	1	0.001	
		コノシロ	1	0.001	
		スズキ	10	0.001~0.006	
		ハタハタ	1	0.001	
		ブリ(養殖)	1	0.001	
		マアナゴ	1	0.002	
		マイワシ	1	0.001	
		t-ノナクロル	アカムツ	1	0.002
	キンメダイ		1	0.002	
	コノシロ		1	0.001	
	スズキ		10	0.001~0.005	
	ハタハタ		1	0.001	
	ブリ(養殖)		1	0.001	
	マアナゴ		1	0.002	
	マイワシ		1	0.001	
	マガキ(養殖)		1	0.001	
	c-ノナクロル	アカムツ	1	0.001	
		キンメダイ	1	0.001	
コノシロ		1	0.001		
スズキ		9	0.001~0.003		
マアナゴ		1	0.001		
キャプタン	ナシ	4	0.01~0.05		
クロロタロニル	キュウリ	3	0.03~0.27	5ppm	
	ナシ	1	0.04	0.5ppm	
有機リン系農薬	アセフェート	キュウリ	1	2.22	5.0ppm
	クロルピリホス	リンゴ	1	0.02	1.0ppm
	ジクロルボス	キュウリ	1	0.11	0.2ppm
		ショクヨウギク	1	0.11	0.1ppm
		米(玄米)	1	0.10	0.2ppm
	ホスチアゼート	ミズナ	1	0.09	
メタミドホス	キュウリ	1	0.14	1.0ppm	
その他の農薬	アクリナトリン	ナシ	1	0.01	0.5ppm
	シペルメトリン	チンゲンサイ	1	0.34	5.0ppm
	トラロメトリン	ナシ	1	0.03	0.5ppm
	ピフェントリン	ナシ	1	0.03	0.5ppm
	フェンバレレート	レタス	1	0.03	2.0ppm
	クレソキシムメチル	ナシ	1	0.07	5ppm
	フェノブカルブ	米(玄米)	1	0.38	1.0ppm
合 計			82	—	—

注) クロルデン及びノナクロルについては、t体及びc体それぞれ検査を行った。

表9-1-8 食品別残留農薬検査結果

種別	食品名	産地	検出農薬	検出値 (ppm)	種別	食品名	産地	検出農薬	検出値 (ppm)
生鮮野菜	キュウリ	埼玉	ジクロロボス	0.11	海水魚類 (水産動物含む)	スズキ	千葉	c-クロルデン	0.002
	キュウリ	埼玉	クロタロニル	0.27				t-ノナクロル	0.001
	キュウリ	宮城	アセフェート	2.22				c-ノナクロル	0.001
			メタミドホス	0.14		スズキ	千葉	c-クロルデン	0.001
	キュウリ	茨城	クロタロニル	0.04				t-ノナクロル	0.001
	キュウリ	福島	クロタロニル	0.03				c-ノナクロル	0.001
	シヨクヨウギク	山形	ジクロロボス	0.11		スズキ	東京	t-クロルデン	0.001
	チンゲンサイ	静岡	シペルメトリン	0.34				c-クロルデン	0.003
	ミズナ	茨城	ホスチアゼート	0.09				t-ノナクロル	0.003
	レタス	長野	フェンバレレート	0.03		c-ノナクロル	0.002		
生鮮果実	ナシ	長野	ビフェントリン	0.03		スズキ	東京	t-クロルデン	0.002
	ナシ	茨城	キャプタン	0.01				c-クロルデン	0.006
	ナシ	埼玉	アクリナトリン	0.01				t-ノナクロル	0.005
			トラロメトリン	0.03		c-ノナクロル	0.003		
			キャプタン	0.05		スズキ	東京	t-クロルデン	0.001
	ナシ	福島	クレソキシムメチル	0.07				c-クロルデン	0.004
	ナシ	栃木	キャプタン	0.02				t-ノナクロル	0.004
	ナシ	千葉	キャプタン	0.01		c-ノナクロル	0.002		
	ナシ	千葉	クロタロニル	0.04		スズキ	東京	t-クロルデン	0.001
	リンゴ	青森	フェンプロパトリン	0.07				c-クロルデン	0.002
	リンゴ	青森	フェンプロパトリン	0.03	t-ノナクロル			0.004	
	リンゴ	山形	フェンプロパトリン	0.10	c-ノナクロル	0.002			
	リンゴ	長野	フェンプロパトリン	0.18	スズキ	東京	c-クロルデン	0.001	
	リンゴ	青森	クロルピリホス	0.02			t-ノナクロル	0.002	
フェンプロパトリン			0.06	c-ノナクロル			0.001		
米(玄米)	米(玄米)	新潟	ジクロロボス(DDVP)	0.10	スズキ	東京	t-クロルデン	0.001	
		北海道	フェノブカルブ(BPMC)	0.38			c-クロルデン	0.003	
海水魚類 (水産動物含む)	アカムツ	石川	t-クロルデン	0.001			t-ノナクロル	0.002	
			c-クロルデン	0.002	c-ノナクロル	0.001			
			t-ノナクロル	0.002	ハタハタ	兵庫	c-クロルデン	0.001	
			c-ノナクロル	0.001			t-ノナクロル	0.001	
	キンメダイ	千葉	c-クロルデン	0.001			ブリ(養殖)	大阪	c-クロルデン
			t-ノナクロル	0.002	t-ノナクロル	0.001			
			c-ノナクロル	0.001	マアナゴ	千葉			c-クロルデン
	クロムツ	高知	c-クロルデン	0.001			t-ノナクロル	0.002	
	コノシロ	千葉	c-クロルデン	0.001			c-ノナクロル	0.001	
	t-ノナクロル		0.001	マイワシ	神奈川	c-クロルデン	0.001		
	c-ノナクロル		0.001			t-ノナクロル	0.001		
	スズキ	神奈川	c-クロルデン			0.001	マガキ(養殖)	岩手	t-ノナクロル
			t-ノナクロル	0.002					
	スズキ	神奈川	c-クロルデン	0.002					
			t-ノナクロル	0.003					
			c-ノナクロル	0.002					

第2節 防ばい剤検査結果

輸入かんきつ類等には、輸送・貯蔵中のカビ発生を防止するため、防ばい剤が使用されていることがある。食品衛生法では、かんきつ類とバナナに防ばい剤の使用が認められており、表示が義務付けられている。

東京都では従来より都内に流通する輸入かんきつ類等について、安全確保のため検査を行っている。平成16年度の検査結果は以下のとおりである。

1 実施期間

平成16年4月から平成17年3月まで

2 実施機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

4 検査対象品目（表9-2-1）

かんきつ類7種類125品目、バナナ26品目、加工品5品目について検査した。

5 検査結果（表9-2-1及び表9-2-2）

7種類80品目から3種類の防ばい剤を検出した（表9-2-1）。検出した防ばい剤及び品名の内訳は、表9-2-2のとおりであった。

なお、違反となった検体はなかった。

表 9-2-1 防ばい剤検査結果

分類	原産国	イマザリル		オルトフェニル フェノール		ジフェニル		チアベンダゾール		
		検体数	検出数	検体数	検出数	検体数	検出数	検体数	検出数	
かんきつ類	オレンジ (全果)	アメリカ	14	13	14	0	14	0	14	10
		オーストラリア	3	3	3	1	3	0	3	2
		チリ	1	1	1	0	1	0	1	0
		南アフリカ	2	2	2	0	2	0	2	0
	オレンジ (果肉)	アメリカ	10	4	4	0	4	0	4	0
		オーストラリア	2	0	2	0	2	0	2	0
		チリ	1	1	0	0	0	0	0	0
		南アフリカ	1	0	1	0	1	0	1	0
	オロブロンコ(全果)	アメリカ	3	1	3	0	3	0	3	2
	オロブロンコ(果肉)	アメリカ	3	1	0	0	0	0	0	0
	グレープフルーツ (全果)	アメリカ	14	12	14	0	14	0	14	13
		イスラエル	1	1	1	0	1	0	1	1
		キューバ	1	1	1	0	1	0	1	1
		南アフリカ	6	3	6	0	6	0	6	0
	グレープフルーツ (果肉)	アメリカ	7	2	5	0	5	0	5	0
		イスラエル	1	0	1	0	1	0	1	0
		キューバ	1	0	1	0	1	0	1	0
		南アフリカ	5	0	3	0	3	0	3	0
	スウィーティー(全果)	イスラエル	1	1	1	0	1	0	1	1
	スウィーティー(果肉)	イスラエル	1	0	0	0	0	0	0	0
	マンダリン (全果)	オーストラリア	1	1	1	0	1	0	1	1
	マンダリン (果肉)	オーストラリア	1	0	0	0	0	0	0	0
	ライム (全果)	メキシコ	2	0	2	0	2	0	2	0
	ライム (果肉)	メキシコ	2	0	0	0	0	0	0	0
	レモン (全果)	アメリカ	14	12	14	12	14	0	14	4
		アルゼンチン	4	4	4	1	4	0	4	2
		チリ	2	2	2	0	2	0	2	0
ニュージーランド		1	0	1	0	1	0	1	0	
南アフリカ		1	1	1	0	1	0	1	1	
レモン (果肉)	アメリカ	6	5	0	0	0	0	0	0	
	アルゼンチン	1	1	0	0	0	0	0	0	
	チリ	1	1	0	0	0	0	0	0	
	ニュージーランド	1	0	1	0	1	0	1	0	
	南アフリカ	1	1	0	0	0	0	0	0	
バナナ	バナナ (全果)	エクアドル	2	1	2	0	2	0	2	0
		台湾	1	0	1	0	1	0	1	0
		中国	1	0	1	0	1	0	1	0
		フィリピン	7	0	7	0	7	0	7	0
		ペルー	2	0	2	0	2	0	2	0
	バナナ (果肉)	エクアドル	2	0	0	0	0	0	2	0
		台湾	1	0	1	0	1	0	1	0
		中国	1	0	1	0	1	0	1	0
		フィリピン	7	0	5	0	5	0	7	0
ペルー	2	0	1	0	1	0	2	0		
加工品	オレンジジュース	オーストラリア	1	0	1	0	1	0	1	0
	オレンジマーマレード	エジプト	1	0	1	0	1	0	1	0
	ドライバナナ	エクアドル	1	0	1	0	1	0	1	0
	ミカンシロップ漬	中国	1	0	1	0	1	0	1	0
	リンゴジュース	オーストラリア	0	0	1	0	1	0	1	0
	日本	0	0	1	0	1	0	1	0	
合計		155	62	116	14	116	0	121	26	

表 9-2-2 防ばい剤を検出した内訳

品名	原産国	検出値	品名	原産国	検出値
オレンジ (全果)	アメリカ	イマザリル : 0.65ppm チアベンダゾール : 0.0009g/kg	グレープフルーツ (全果)	アメリカ	チアベンダゾール : 1.4ppm
	アメリカ	イマザリル : 1.1ppm		アメリカ	チアベンダゾール : 1.7ppm
	アメリカ	イマザリル : 0.42ppm チアベンダゾール : 0.0006 g/kg		イスラエル	イマザリル : 1.1ppm チアベンダゾール : 2.7ppm
	アメリカ	イマザリル : 0.67ppm チアベンダゾール : 0.0010 g/kg		キューバ	イマザリル : 0.30ppm チアベンダゾール : 1.3ppm
	アメリカ	イマザリル : 0.80ppm		南アフリカ	イマザリル : 0.50ppm
	アメリカ	イマザリル : 0.72ppm チアベンダゾール : 0.0010 g/kg		南アフリカ	イマザリル : 0.69ppm
	アメリカ	イマザリル : 1.2ppm		南アフリカ	イマザリル : 0.08ppm
	アメリカ	イマザリル : 1.9ppm チアベンダゾール : 2.6 ppm		アメリカ	イマザリル : 0.04ppm
	アメリカ	イマザリル : 1.6ppm チアベンダゾール : 3.2 ppm		アメリカ	イマザリル : 0.01ppm
	アメリカ	イマザリル : 1.2ppm チアベンダゾール : 1.6 ppm		イスラエル	イマザリル : 0.90ppm チアベンダゾール : 0.0019 g/kg
	アメリカ	イマザリル : 1.1ppm チアベンダゾール : 0.70 ppm	マンダリン (全果)	オーストラリア	イマザリル : 0.92ppm チアベンダゾール : 0.0002 g/kg
	アメリカ	イマザリル : 1.2ppm チアベンダゾール : 1.4 ppm	レモン (全果)	アメリカ	イマザリル : 0.89ppm
	アメリカ	イマザリル : 1.2ppm チアベンダゾール : 0.0010 g/kg		アメリカ	イマザリル : 1.1ppm チアベンダゾール : 0.0006 g/kg
	オーストラリア	イマザリル : 2.9ppm チアベンダゾール : 1.1ppm		アメリカ	イマザリル : 1.7ppm
	オーストラリア	イマザリル : 0.90ppm オルトフェニルフェノール : 0.60ppm チアベンダゾール : 0.20ppm		アメリカ	イマザリル : 0.58ppm
	オーストラリア	イマザリル : 0.30ppm		アメリカ	イマザリル : 0.79ppm
	チリ	イマザリル : 0.43ppm		アメリカ	イマザリル : 2.1ppm
	南アフリカ	イマザリル : 0.40ppm		アメリカ	イマザリル : 2.2ppm
	南アフリカ	イマザリル : 0.80ppm		アメリカ	イマザリル : 1.6ppm オルトフェニルフェノール : 1.3ppm
	アメリカ	イマザリル : 0.01ppm		アメリカ	イマザリル : 0.26ppm オルトフェニルフェノール : 1.1ppm チアベンダゾール : 0.24ppm
アメリカ	イマザリル : 0.02ppm	アメリカ		イマザリル : 1.3ppm	
アメリカ	イマザリル : 0.03ppm	アメリカ	イマザリル : 1.2ppm		
アメリカ	イマザリル : 0.01ppm	アメリカ	イマザリル : 2.6ppm チアベンダゾール : 0.0066 g/kg		
チリ	イマザリル : 0.03ppm	アメリカ	チアベンダゾール : 3.0ppm		
オロブロンコ (全果)	アメリカ	イマザリル : 0.78ppm	アルゼンチン	イマザリル : 0.62ppm	
	アメリカ	チアベンダゾール : 0.0022 g/kg	アルゼンチン	イマザリル : 1.7ppm チアベンダゾール : 0.20ppm	
	アメリカ	チアベンダゾール : 0.0011 g/kg	アルゼンチン	イマザリル : 0.60ppm オルトフェニルフェノール : 0.50ppm	
オロブロンコ(果肉)	アメリカ	イマザリル : 0.03ppm	アルゼンチン	イマザリル : 1.6ppm チアベンダゾール : 0.90ppm	
グレープフルーツ (全果)	アメリカ	イマザリル : 0.82ppm チアベンダゾール : 0.0005 g/kg	チリ	イマザリル : 0.77ppm イマザリル : 0.50ppm	
	アメリカ	イマザリル : 0.63ppm チアベンダゾール : 0.0015 g/kg	南アフリカ	イマザリル : 0.48ppm チアベンダゾール : 0.0001g/kg	
	アメリカ	イマザリル : 0.82ppm チアベンダゾール : 1.0ppm	レモン (果肉)	アメリカ	イマザリル : 0.08ppm
	アメリカ	イマザリル : 0.65ppm チアベンダゾール : 0.66ppm		アメリカ	イマザリル : 0.08ppm
	アメリカ	イマザリル : 0.30ppm チアベンダゾール : 0.50ppm		アメリカ	イマザリル : 0.05ppm
	アメリカ	イマザリル : 0.50ppm チアベンダゾール : 0.80ppm		アメリカ	イマザリル : 0.02ppm
	アメリカ	イマザリル : 0.70ppm チアベンダゾール : 0.40ppm		アメリカ	イマザリル : 0.01ppm
	アメリカ	イマザリル : 0.70ppm		アルゼンチン	イマザリル : 0.02ppm
	アメリカ	イマザリル : 0.30ppm チアベンダゾール : 1.0ppm		チリ	イマザリル : 0.12ppm
	アメリカ	イマザリル : 0.78ppm チアベンダゾール : 0.59ppm		南アフリカ	イマザリル : 0.05ppm
	アメリカ	イマザリル : 1.1ppm チアベンダゾール : 0.78ppm		エクアドル	イマザリル : 0.01ppm
	アメリカ	イマザリル : 1.3ppm チアベンダゾール : 0.58ppm			

第3節 食品中に残留する動物用医薬品の検査結果

動物用医薬品とは、牛、豚、鶏等の畜産動物や養殖魚に対して、病気の予防や治療等のために飼育段階で使用される抗菌性物質、ホルモン剤、駆虫剤等の総称である。

食品は抗生物質を含有してはならないこと、また、食肉、食鳥卵及び魚介類は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならないことが成分規格として定められている。ただし、例外として26品目の動物用医薬品については、食品中の残留基準値が設定されている。

東京都では残留動物用医薬品について、都内に流通する食肉、食鳥肉、魚介類、鶏卵、乳のモニタリング検査及びと畜段階での検査をしている。平成16年度の検査結果は以下の通りであった。

1 実施期間

平成16年4月から平成17年3月まで

2 実施機関

食品監視課、健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

4 検査項目(表9-3-1)

抗菌性物質24種、内寄生虫駆除剤12種、ホルモン剤9種 計45項目

5 検査対象品目(表9-3-2、表9-3-3、表9-3-5)

モニタリング検査

畜産物：食肉、食鳥卵、乳類、蜂蜜 計461検体

魚介類：海水魚、淡水魚、貝類等 計230検体

と畜段階での検査：

牛、馬、豚 計590頭、1768検体

6 検査結果(表9-3-2から表9-3-6)

モニタリング検査の結果を表9-3-2から表9-3-4に示した。クロピドールを検出したマレーシア産鶏肉2検体について、法第11条第2項違反として措置した。

と畜段階での検査結果について、表9-3-5及び表9-3-6に示した。基準以上の抗生物質を検出した馬3検体、豚1検体及び合成抗菌剤を検出した豚1検体について、法第11条第2項違反として措置した。

表9-3-1 動物用医薬品の検査項目

分類		動物用医薬品
抗菌性物質 (24種)	抗生物質 (4種)	マクロライド系、テトラサイクリン系、ペニシリン系、アミノグリコシド系
	合成抗菌剤 (20種)	スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメトキシシ、スルファジメトキシシ、スルファキノキサリン、エンロフロキサシン、ナリジクス酸、オキシリン酸、ピロミド酸、ジフラゾン、フラゾリドン、カルバドックス、クロピドール、デコキネート、ナイカルバジン、ピリメタミン、チアンフェニコール、フロルフエニコール、オルメトプリム、トリメトプリム
内寄生虫駆除剤(12種)		チアベンダゾール、トリクラベンダゾール、フルベンダゾール、イベルメクチン、エプリノメクチン、モキシデクチン、クロサンテル、ジクラズリル、イソメタミジウム、レバミゾール、シロマジン、5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン
ホルモン剤 (9種)	天然型 (3種)	テストステロン、プロゲステロン、エストラジオール
	合成型 (6種)	α-トレンボロン、β-トレンボロン、ヘキセストロール、ゼラノール、メレンゲストロールアセテート、ジエチルスチルベストロール

表 9-3-2 畜産物中に残留する動物用医薬品のモニタリング検査結果 ()内は検出検体数)

食品名		抗菌性物質		内寄生虫 駆除剤 検体数	ホルモン剤		
		抗生物質	合成抗菌剤		天然型	合成型	
		検体数	検体数		検体数	検体数	
畜産物	牛	肉	39	39	38	22 (2)	22
		肝臓	10	10	10		
		腎臓	10	10	10		
		横隔膜	1	1	1	1	1
	豚	肉	52	52	40		
		肝臓	10	10	10		
		腎臓	10	10	10		
		心臓	1	1	1		
		横隔膜	1	1	1		
	その他の畜肉	羊肉	1	1	1		
		ウサギ肉	1	1	1		
	食鳥	鶏肉	44 (2)	42 (3)	41		
		ウズラ肉	1	1	1		
		七面鳥肉	2	2	2		
		ホロホロ鳥肉	2	2	2		
		鴨肉	3	3	3		
		合鴨肉	1	1	1		
		仔鳩肉	1	1	1		
		きじ肉	1	1	1		
	卵	鶏卵	45	45	45		
		液卵	5	5	5		
		凍結卵	2	2	2		
	乳類	生乳	40	40	38		
		牛乳	125				
		低脂肪牛乳	32				
	その他	蜂蜜	21	21			
	合計		461 (2)	302 (3)	265	23 (2)	23

表 9-3-3 魚介類中に残留する動物用医薬品のモニタリング検査結果 ()内は検出検体数)

食品名		抗菌性物質		食品名		抗菌性物質		
		抗生物質	合成抗菌剤			抗生物質	合成抗菌剤	
		検体数	検体数			検体数	検体数	
海水魚 (海産動物 を含む)	アナゴ加工品		5	淡水魚	アマゴ	2	2	
	イサキ	1	1		アユ	6	6	
	エビ (注1)	31	31		イワナ	3	3	
	エビ加工品	3	3		ウナギ	6	6	
	カワハギ	4	4		ウナギ加工品	11	31	
	カンパチ	8	8		コイ	1	1	
	クロソイ	2	2		ニジマス	5	5	
	サケ (注2)	40	40		ヤマメ	9	9	
	シマアジ	8	8		貝	カキ	3	3
	スズキ	6	6			トコブシ	1	1
	ハタ (注3)	4	4			ホタテガイ	4	4
	トラフグ	3	3		合計	205 (3)	230	
	ハマチ	7	7					
	ヒラマサ	5	5					
	ヒラメ	9 (3)	9					
	フウセイ	1	1					
	ブリ	3	3					
	ホヤ	1	1					
	マサバ	3	3					
	マダイ	14	14					
	ワラサ	1	1					

(注1) エビにはクルマエビ、ブラックタイガー、ホワイ
トエビ、バナメイを含む。

(注2) サケにはギンサケ、ベニサケ、シロサケ、タスマニア
サーモン、サーモントラウト、キングサーモン、ノル
ウエーサーモン、アトランティックサーモンを含む。

(注3) ハタにはチャイロマルハタ、マハタ、ヤイトハタ
を含む。

表 9-3-4 モニタリング検査で検出した動物用医薬品の内訳

食品名	原産国	物質名	検出値	残留基準	
畜産物	牛肉	オーストラリア	プロゲステロン	9ppb	(注)
	牛肉	オーストラリア	プロゲステロン	7ppb	
	鶏肉	日本	ナイカルバジン	0.02ppm	0.2ppm
	鶏肉	マレーシア	クロピドール	1.4ppm	検出してはならない
	鶏肉	マレーシア	クロピドール	1.4ppm	検出してはならない
魚介類	ヒラメ	日本	オキシテトラサイクリン	0.023ppm	0.2ppm
	ヒラメ	韓国	オキシテトラサイクリン	0.029ppm	0.2ppm
	ヒラメ	日本	オキシテトラサイクリン	0.033ppm	0.2ppm

(注) プロゲステロンについて、残留基準値は設けられていない。

表 9-3-5 と畜段階における残留抗菌性物質の検査結果

	検査頭数	抗生物質		合成抗菌剤	
		検体数	検出数	検体数	検出数
牛	422	1,266	0		
馬	1	3	3		
豚	167	499	1	1	1
合計	590	1,768	4	1	1

表 9-3-6 と畜段階における検査で検出した残留抗菌性物質の内訳

畜種	部位	物質名	検出値	残留基準
豚	筋肉	エンロフロキサシン	0.31ppm	検出してはならない
豚	腎臓	ベンジルペニシリン	0.98ppm	0.05ppm
馬	筋肉	オキシテトラサイクリン	1.29ppm	0.10ppm
馬	肝臓	オキシテトラサイクリン	1.30ppm	0.30ppm
馬	腎臓	オキシテトラサイクリン	4.47ppm	0.60ppm

食品衛生関係事業報告

登録番号 (17) 265

平成 17 年版

平成 18 年 2 月発行

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全室食品監視課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話番号 03-5320-4401

印刷 株式会社まこと印刷

電話番号 03-5405-2050



古紙配合率100%再生紙を使用しています